

第18回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成27年11月26日(木) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第35号 | 農業生産法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第36号 | 地積調査事業の成果による地目変更について |
| 日程第 5 | 議第103号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第104号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第105号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第106号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 日程第 9 | 議第107号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

丸山齊、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、本林正樹、
下田正克、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、杉本彰信、伊藤善明
小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、田中正躬、西本壽吉、車戸明良、
岩村聡、平田秀男、加藤貢、岩本洋子 天野克宏、増田勝、反中正志
中田一彦、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

野村光吉、田村信彦、渡邊甚一

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
林務課長 藤下定幸
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫
事務局次長 林篤志
振興主事 中田義博
農地主事 前坂幸寛
書記 山内一弘、脇坂光生、橋本哲夫、武川尚、清水一徳、平野善浩、
下畑守生、尾前隆治、松田俊彦、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

職務代理

ただいまより第17回高山市農業委員会を開催いたします。

14番 野村委員、27番 田村委員、33番 渡邊委員の欠席報告をいただいております。よって、現在の本出席委員は、36名中33名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、会長より挨拶を願います。

会長

ご苦労さまでございます。

先般の視察研修はご苦労様でした。それぞれの地域に帰って聞いてきた事等をお話しいただければ良いかと思う次第でございます。

今朝の新聞にTPPへの対策が色々と載っていましたが、報道によると、今までの政権の対策の付け替えだと、ほとんどがそんな感じだと書いてありました。私もそうかなと思いました。一番気に掛かったのは、新聞の記事の中に「中山間地」という言葉が一言も無かったのは、安部首相は平場しか見ていないなという感を持ちました。二つ目としては、畜産農家であるとか大規模の稲作農家だという事が有りますけれども、中山間地域の事を本当に見ているのだろうか今朝の新聞を見ながら思った次第でございます。私も県の農業会議の席上でも中間管理機構の理事長には強く申し上げております。一番困るのは農家ですよと、県としての対策をお願いしております。来年になれば補正も出るようではありますので皆さんと上手く使いながら、知恵を絞りながら又役所側でも情報を集めて頂き、良い事業を立ち上げたり、農家が頑張って農業を始められるような施策を予算の中で作って頂ければ良いかなと、そんな事を思っております。

今日をもちまして今年一年の総会を締めくくるわけですが、忙しい中で真剣に委員会に取り組んで頂きました事を心より御礼申し上げます。

今日は終了後、文教産業委員会の皆さんと分野別意見交換会を計画しております。その後、懇親会という段取りですので、そのまま残っていただける方は、残っていただいて、意見を言って頂ければと思います。建議の内容が中心になりますが、他にもそれぞれ、ご意見や議会への要望等ございましたらこの場で発言していただければと思う次第でございます。一年間色々のご意見を頂きまして、

何とかこの年の締めくくりが出来た事に御礼申し上げて、挨拶といたします。ありがとうございました。

職務代理

ありがとうございました。
それでは日程に従いまいから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。

(憲章朗唱)

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 1番 空野 光治 委員と、2番 丸山 斉 委員を指名しますのでお願いします。

議長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第35号 農業生産法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明を願います。

前坂農地

それでは、農業生産法人報告提出状況について報告いたします。

主 事	<p>今回は47法人のうち3法人についての報告となります。</p> <p>農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。</p> <p>1番、清見町三ツ谷にあります有限会社は認定農業者であり、田0.3ha 畑0.1ha、採草地13.0ha、合計13.4haを経営耕作しております。経営内容につきましては肉用牛肥育の一貫経営で、計250頭を飼育しております。その内訳は母牛80頭、子牛50頭、肉用牛120頭です。その他、水稻の栽培、牧草販売をしております。</p> <p>2番、国府町鶴巣にあります有限会社は認定農業者であり、田3.6ha 畑1.2ha、計4.8haを経営耕作しております。経営内容につきましては水稻、ほうれん草の栽培、農作業受託をしております。</p> <p>3番、奥飛騨温泉郷栃尾にあります有限会社は認定農業者であり、田0.2ha 畑0.9ha、計1.1haを経営耕作しております。経営内容につきましてはドラゴンフルーツ、アセロラの栽培をいたしております。なお、栃尾ではドラゴンフルーツを栽培しております。</p>
議 長	<p>以上、3件について報告いたします。</p> <p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第4 報第36号 地籍調査事業の成果による地目変更について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
山内書記	<p>丹生川町折敷地地内において、地籍調査を行い地目農地についての変更を報告いたします。（地目変更について説明）</p> <p>丹生川町においては進捗率が約28%です。</p>
議 長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第5 議第103号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、6件の上程となります。

1番は、漆垣内町地内の案件です。畑 1筆 39㎡を隣地取得します。受人の耕作面積は8,540㎡、作付けについては露地野菜の予定です。

2番は、丹生川町板殿の案件です。田畑 4筆 993㎡を親子間で贈与します。受人の耕作面積は21,484㎡、作付けについては露地野菜等の予定です。

3番は、丹生川町町方の案件になります。田 2筆 4,248㎡を取得します。受人の耕作面積は23,302㎡、作付はトマトの予定です。

4番は、荘川町中畑の案件です。畑 1筆 46㎡を隣地取得します。受人の耕作面積は10,869㎡、作付は露地野菜の予定です。

5番は、朝日町一之宿の案件です。田畑 8筆 8,837㎡を取得し、新規に営農されます。就農者は、公務員で春に定年退職をされます、その後の新規就農ですが、下切町に実家があり、長年実家の農作業の実績もあり、綿密な就農計画を立てられ申請されました。作付けについては水稻・露地野菜の予定です。

6番は、上宝町見座の案件になります。田 3筆 3,659㎡を取得するものです。受人の耕作面積は6,378㎡、作付けについては水稻の予定です。

以上、6件、田畑 19筆で合計 17,822㎡についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長

ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6議第104号 農地法第4条の規定によ

る使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題と
します。

事務局の説明をお願いします。

池田書記

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地
区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3
種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判
断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一
般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告を
いたします。

今回は、3件の上程となります。

1番は、江名子町の案件です。田 3筆 66㎡について、一般
個人住宅の敷地として、転用する申請です。部分的ですが、5条2
番に関連します。

2番は、本母町の案件です。田 1筆 1,093㎡について、
太陽光発電施設に転用する申請です。なお、まちづくり条例の確認
を要します。

3番は、八日町地内の案件です。田 1筆 1,034㎡のうち
447.31㎡を嵩上げする一時転用申請です。期間は H28.4.22
までです。

以上、3件、田5筆 で計 1,606.31㎡についてご審議
をお願いいたします。

議

長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議

長

ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定に
よる使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相
当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第105号 農地法第5条の規定によ
る権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件につい
て を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

なお、委員関連の1番については、委員は議決に参加できません

のでお願いします。

池田書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は15件の上程です。

まずは、委員関連の1番のみご説明します。

1番は、奥飛騨温泉郷一重ヶ根の案件です。畑 1筆 63㎡について、進入路に転用する申請です。なお、既に進入路となるところ、市道部分に入っているところもあり、整理が進められており、既転用のため追認を求める案件です。

まずは1件、畑 63㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 意見がありませんので1番については異議なしとします。引き続き2番からの説明をお願いします。

池田書記 2番は、江名子町の案件です。田 1筆 351㎡について、親子間で使用貸借契約し、個人住宅場に転用するものです。4条1番の案件に隣接します。

3番4番は、千島町の関連した案件です。それぞれの農地を移転し、農作業の効率化を図ります。

3番は、畑 1筆 3.3㎡について、農業用車両置場に転用する申請です。既転用のため顛末書を付して申請されております。

4番は、田 1筆 9.91㎡について、農業用の資材置場に転用する申請です。

5番は、千島町の案件です。雑種地 現況田 1筆 31㎡について、個人住宅に転用する申請です。以前許可の出ている件の追加となります。

6番は、本母町の案件です。田 1筆の一部 269㎡を、個人住宅に転用する申請です。

7番は、丹生川町新張の案件です。田 1筆の一部 396㎡を使用貸借契約し農家住宅に転用する申請です。

8番は、清見町牧ヶ洞の案件です。田 2筆の一部 29㎡について庭として転用する申請です。なお、既転用であったため顛末書を付して申請されております。

9番は、清見町三ツ谷の案件です。畑 1筆 97㎡について、車庫に転用する申請です。既転用であったため顛末書を付して申請されております。

10番は、清見町坂下の案件です。田 2筆 42.91㎡について、通路と山林に転用する申請です。既転用であったため顛末書を付して申請されております。

11番は、一之宮町の案件です。畑 1筆 19㎡について、清掃業の資材置場に転用する申請です。

12番は、久々野町山梨の案件です。畑 1筆の一部 450㎡について、工事用の仮設現場事務所に転用する申請です。期間はH28.3.31までですが、既に転用利用されており、追認を求めるものです。委員さんの指摘により支所の指導の下、転用申請が出されております。

13・14番は、久々野町引下の案件です。それぞれの農地を移転して、事業者の資材置場として利用します。

13番は、現況を含む畑 3筆 196㎡を、自動車販売業の資材置場に転用する申請です。

14番は、田 1筆 159㎡を、建設業の資材置場に転用する申請です。

15番は、上宝町見座の案件です。畑 2筆 396㎡について、山林として転用する申請です。既に山林化しているため追認を求めるものです。

以上、2番からの 14件、田畑等19筆、2,449.12㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 2番以降、ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第

5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8議第106号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

今回は、1件の上程となります。

三福寺町地内の案件になります。前回、納税猶予を審査した方で、追加分が申請されたものになります。相続人は、市内に在住する農家です。被相続人の所有する田 1筆 687㎡を特例農地として適格証明を求めるもので、水稻栽培をして農地利用をしており、条件として今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

以上1件について、ご審議のほどよろしくお願います。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長

ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9議第107号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記

本日は1件の利用権設定と1件の所有権移転についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稻の経営をしており、田1筆2,059㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

2番について、認定農業者である買い手は水稻、施設園芸(トマト)の経営をしており、農振農用地区域内の田1筆969㎡を取得

し、買い手が施設園芸として利用している隣接農地と一体的に施設園芸によりトマトを生産するものです。

以上、2件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第18回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時10分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

空野 光治 委員

丸山 齊 委員
